

地方公務員災害補償制度における 医薬品の自己負担について ～長期収載品の選定療養～

2024年10月から健康保険において
後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬剤で、
先発医薬品（長期収載品）の処方を希望する場合は、
特別の料金※1を負担することとなりました。

- ◆これを踏まえ地方公務員災害補償制度においては、労災保険等における取扱いと同様に、公務又は通勤により生じた傷病に対する診療に際して、長期収載品※2の処方等又は調剤を希望する場合は、長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合等※3を除き、「特別の料金」に相当する額を被災職員が負担することとなります。
- ◆また、この取扱いは外科後処置及びアフターケアにおける薬剤の取扱いにおいても同様です。

※1 特別の料金

長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する費用をいいます。

※2 長期収載品

後発医薬品のある先発医薬品のことをいいます。

このうち、一定の条件を満たした品目が特別の料金の対象となります。

※3 医療上の必要性があると認められる場合等

長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合や、
後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが
困難な場合等をいいます。



(厚生労働省ウェブサイト)

健康保険の取扱い等、制度の詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

「特別の料金」の計算方法

※厚生労働省資料より作成。以下は1錠当たりの単価。

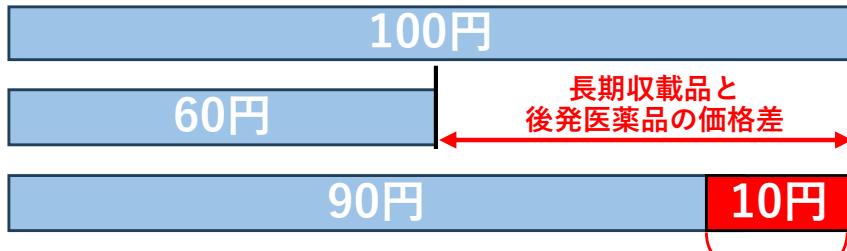
長期収載品

※医療上の必要がある場合等

後発医薬品

長期収載品

※被災職員が希望する場合



- ※ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分が加算された額を負担することとなります。
- ※ 端数処理の関係などで、特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合があります。
- ※ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算されます。